

群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則

平成20年3月31日

規則第3号

改正 平成28年3月24日規則第4号
平成30年8月1日規則第4号
平成31年1月10日規則第1号
平成31年3月19日規則第2号
令和3年2月24日規則第3号
令和6年11月27日規則第4号
令和8年1月14日規則第1号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 被保険者（第2条－第10条）

第3章 後期高齢者医療給付（第11条－第24条）

第4章 保険料（第25条－第30条）

第5章 雑則（第31条・第32条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号。以下「施行規則」という。）及び群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域連合条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 被保険者

（障害認定の申請）

第2条 施行規則第8条第1項及び第2項の規定による申請は、後期高齢者医療障害認定申請書及び資格取得（変更・喪失）届書により行うものとする。

2 広域連合長は、前項の規定による申請書を受理し、審査を行った結果、令別表に定める障害の状態にないことを確認したときは、後期高齢者医療障害認定申請却下通知書により当該申請者に通知するものとする。

（令6規則4・一部改正）

（資格の取得、変更又は喪失に関する届出）

第3条 施行規則第10条から第12条まで及び第22条から第26条までの規定による届出

は、後期高齢者医療障害認定申請書及び資格取得（変更・喪失）届書により行うものとする。

（資格確認書の交付の申請）

第4条 施行規則第16条第1項に規定する資格確認書の交付申請は、後期高齢者医療資格確認書交付兼任意記載事項併記申請書により行うものとする。

2 広域連合長は、前項の申請書を受理した場合において、その審査の結果、交付しないときは、後期高齢者医療資格確認書交付申請却下通知書により通知するものとする。

（令6規則4・全部改正）

（資格確認書の再交付及び資格情報通知書の再通知）

第5条 施行規則第17条第1項及び第21条第1項の規定による申請は、後期高齢者医療再交付申請書により行うものとする。

（令6規則4・一部改正）

（資格確認書の更新）

第6条 施行規則第18条第1項の規定による資格確認書の更新は、原則として1年ごとに行う。

2 資格確認書の更新時期は、毎年8月1日に行うものとし、その有効期限は翌年の7月31日とする。

（令6規則4・一部改正）

（資格確認書の検認）

第7条 施行規則第18条第1項の規定に基づく資格確認書の検認は、広域連合長が必要があると認めたときに、その都度行うものとする。

2 前項の検認は、資格確認書に検認印による表示をして行うものとする。

（令6規則4・一部改正）

（資格確認書の更新又は検認の手続）

第8条 広域連合長は、資格確認書の更新又は検認を行おうとするときは、あらかじめ、その期日その他必要な事項を公告するものとする。

2 前項の期日までに資格確認書の提出ができない者は、その事由を記載した文書を指定された期日までに広域連合長に提出しなければならない。

（令6規則4・一部改正）

（認定証明書の申請）

第9条 施行規則第26条の規定による転出の届出に際し、施行規則第8条第1項の規定による障害認定又は施行規則第62条第4項の規定による特定疾病認定の証明書の交付を受けようとする者は、後期高齢者医療認定証明書交付申請書を広域連合長に提出しなければならない。

2 広域連合長は、前項の規定による申請書を受理したときは、後期高齢者医療認定証明書を交付するものとする。

(負担区分等証明書の申請)

第10条 施行規則第26条の規定による転出の届出に際し、一部負担金の負担区分等に係る証明書の交付を受けようとする者は、後期高齢者医療負担区分等証明書交付申請書を広域連合長に提出しなければならない。

2 広域連合長は、前項の規定による申請書を受理したときは、後期高齢者医療負担区分等証明書を交付するものとする。

(平30規則4・一部改正)

第3章 後期高齢者医療給付

(基準収入額適用の申請)

第11条 施行規則第32条の規定による申請は、後期高齢者医療基準収入額適用申請書により行うものとする。

2 広域連合長は、前項の申請書を受理し、承認又は不承認を決定しなければならない。

3 前項の規定により不承認としたときは、後期高齢者医療基準収入額適用申請却下通知書により当該申請者に通知するものとする。

(令6規則4・一部改正)

(一部負担金の減免又は徴収猶予)

第12条 広域連合長は、法第69条第1項の規定により、被保険者又はその属する世帯の世帯主（以下「被保険者等」という。）が次の各号のいずれかに該当し、資産、融資等の活用を図ってもなお一時的にその生活が著しく困難な状態となり、被保険者が保険医療機関又は保険薬局に一部負担金（法第84条に規定する高額療養費又は法第85条に規定する高額介護合算療養費支給の対象となった場合は、一部負担金から高額療養費又は高額介護合算療養費を控除した負担額をいう。以下この条において同じ。）を支払うことが困難であると認めるときは、一部負担金の減額、その支払の免除又はその徴収を猶予することができる。

(1) 被保険者等が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

(2) 被保険者の属する世帯の世帯主が死亡し、若しくは心身に重大な障害を受け、又は長期間入院したこと。

(3) 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における損失、失業等により著しく減少したこと。

(4) 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少したこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、特別な事情があること。

- 2 前項の規定により一部負担金の減額、その支払の免除又はその徴収の猶予（以下「減免等」という。）を受けようとする者は、後期高齢者医療一部負担金減免及び徴収猶予申請書に減免等を受けようとする理由を証明する書類を添付して広域連合長に提出しなければならない。
- 3 広域連合長は、前項の規定による申請書を受理し、承認又は不承認を決定したときは、後期高齢者医療一部負担金減額（免除・徴収猶予）承認通知書又は後期高齢者医療一部負担金減免及び徴収猶予申請却下通知書により当該申請者に通知するものとする。
- 4 前項の規定により承認したときは、後期高齢者医療一部負担金減額証明書、後期高齢者医療一部負担金免除証明書又は後期高齢者医療一部負担金徴収猶予証明書を交付するものとする。
- 5 第1項の規定により減免等を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を広域連合長に申告しなければならない。

（食事療養標準負担額差額の支給申請）

第13条 施行規則第37条第2項の規定による申請は、後期高齢者医療食事・生活療養差額支給申請書により行うものとする。

- 2 広域連合長は、前項の規定による申請書を受理し、支給又は不支給を決定したときは、後期高齢者医療給付支給決定通知書又は後期高齢者医療給付支給申請却下通知書により当該申請者に通知するものとする。

（令6規則4・一部改正）

（生活療養標準負担額差額の支給申請）

第14条 施行規則第42条第2項の規定による申請は、後期高齢者医療食事・生活療養差額支給申請書により行うものとする。

- 2 広域連合長は、前項の規定による申請書を受理し、支給又は不支給を決定したときは、後期高齢者医療給付支給決定通知書又は後期高齢者医療給付支給申請却下通知書により当該申請者に通知するものとする。

（令6規則4・一部改正）

（第三者の行為による被害の届出）

第15条 施行規則第46条の規定による届出は、第三者行為傷病届により行うものとする。

（療養費の支給申請）

第16条 施行規則第47条第1項の規定による申請は、後期高齢者医療療養費支給申請書により行うものとする。ただし、次の各号に掲げる療養費の支給に関する申請については、当該各号に定めるところによる。

(1) 地方厚生局（支）長及び都道府県知事と受領委任の契約を締結しているはり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の支給 はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて（平成30年6月12日付け保発0612第2号厚生労働省保険局長通知）に定める受領委任の取扱規定による。

(2) 地方厚生局（支）長及び都道府県知事と受領委任の契約を締結している柔道整復師の施術に係る療養費の支給 柔道整復師の施術に係る療養費について（平成22年5月24日付け保発第0524号第2号厚生労働省保険局長通知）に定める協定書又は受領委任の取扱規定による。

2 海外において診療を受けたときの療養費の支給を受けようとするときは、診療内容明細書及び領収明細書を提出しなければならない。

3 広域連合長は、第1項の規定による申請書を受理し、支給又は不支給を決定したときは、後期高齢者医療給付支給決定通知書又は後期高齢者医療給付支給申請却下通知書により当該申請者に通知するものとする。

（平成31規則2・一部改正）

（特別療養費及び移送費の支給申請）

第17条 施行規則第54条第1項及び施行規則第60条第1項の規定による申請は、後期高齢者医療療養費支給申請書により行うものとする。

2 広域連合長は、前項の規定による申請書を受理し、支給又は不支給を決定したときは、後期高齢者医療給付支給決定通知書又は後期高齢者医療給付支給申請却下通知書により当該申請者に通知するものとする。

（特別療養費の支給に係る事前通知）

第17条の2 施行規則第54条の3の規定による通知は、後期高齢者医療特別療養費の支給に係る事前通知書により行うものとする。

（令6規則4・追加）

（特別の事情に関する届出）

第17条の3 施行規則第54条の4第1項及び第2項並びに第73条の規定による届出は、後期高齢者医療特別の事情に関する届書により行うものとする。

（令6規則4・追加）

（療養の給付等に係る事前通知）

第17条の4 施行規則第54条の6の規定による通知は、後期高齢者医療療養の給付等に係る事前通知書により行うものとする。

（令6規則4・追加）

（特定疾病の認定申請）

第18条 施行規則第62条第1項の規定による申請は、後期高齢者医療特定疾病認定申

請書により行うものとする。

2 施行規則第62条第4項に規定する特定疾病認定に係る情報を記載した資格確認書の交付を受けようとする者は、前項の申請書のほか、後期高齢者医療資格確認書交付兼任意記載事項併記申請書を広域連合長に提出するものとする。

3 広域連合長は、前2項の申請を不承認としたときは、後期高齢者医療特定疾病認定申請却下通知書により当該申請者に通知するものとする。

(令6規則4・一部改正)

(特定疾病療養受療証の再交付)

第18条の2 施行規則第62条第8項の規定において準用する施行規則第17条第1項の規定による特定疾病療養受療証の再交付に係る申請は、後期高齢者医療再交付申請書により行うものとする。

(平成30規則4・追加、令3規則3・一部改正、令6規則4・全部改正)

(限度額適用認定等に係る情報を記載した資格確認書の申請等)

第19条 施行規則第66条の2第2項及び第67条第2項の規定による資格確認書の交付の申請は、後期高齢者医療資格確認書交付兼任意記載事項併記申請書により行うものとする。

(平30規則4・令3規則3・一部改正、令6規則4・全部改正)

(入院日数の届出)

第20条 食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成19年厚生労働省告示第395号）の規定による入院日数届出は、後期高齢者医療長期入院日数届書により行うものとする。

(令6規則4・全部改正)

第21条 削除

(平30規則4・一部改正、令6規則4・全部改正)

(高額療養費の支給申請)

第22条 施行規則第70条第1項の規定による申請は、後期高齢者医療高額療養費支給申請書により行うものとする。

2 広域連合長は、前項の規定による申請書を受理し、支給又は不支給を決定したときは、後期高齢者医療給付支給決定通知書又は後期高齢者医療給付支給申請却下通知書により当該申請者に通知するものとする。

(高額療養費（外来年間合算）の支給申請)

第22条の2 施行規則第70条の2第1項の規定による申請は、後期高齢者医療高額療養費（外来年間合算）支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書により行うものとする。

2 広域連合長は、前項の規定による申請書を受理し、支給又は不支給を決定したと

きは、後期高齢者医療給付支給決定通知書又は後期高齢者医療給付支給申請却下通知書により当該申請者に通知するものとする。

(平31規則1・追加、令8規則1・一部改正)

(高額介護合算療養費の支給申請)

第23条 施行規則第71条の9第1項の規定による申請は、後期高齢者医療高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書により行うものとする。

2 広域連合長は、前項の規定による申請書を受理し、支給又は不支給を決定したときは、後期高齢者医療給付支給決定通知書又は後期高齢者医療給付支給申請却下通知書により当該申請者に通知するものとする。

(令8規則1・一部改正)

(葬祭費の支給申請)

第24条 葬祭を行う者が、条例第2条の規定により葬祭費の支給を受けようとするときは、後期高齢者医療葬祭費支給申請書を広域連合長に提出しなければならない。

2 広域連合長は、前項の規定による申請書を受理し、支給又は不支給を決定したときは、後期高齢者医療給付支給決定通知書又は後期高齢者医療給付支給申請却下通知書により葬祭を行う者に通知するものとする。

第4章 保険料

(保険料の額の通知)

第25条 条例第16条の規定による保険料の額の通知は、後期高齢者医療保険料額決定通知書又は後期高齢者医療保険料額変更決定通知書により行うものとする。

(保険料の徴収猶予の申請等)

第26条 条例第17条の規定による徴収猶予を受けようとする者は、後期高齢者医療保険料徴収猶予申請書を広域連合長に提出しなければならない。

2 広域連合長は、前項の規定による申請書を受理し、内容を審査し、後期高齢者医療保険料徴収猶予決定・却下通知書により当該申請者に通知するものとする。

(徴収猶予理由の消滅の申告)

第27条 条例第17条第3項の規定による申告は、後期高齢者医療保険料徴収猶予理由消滅届出書により行うものとする。

(平28規則4・一部改正)

(保険料の徴収猶予の取消)

第28条 広域連合長は、徴収猶予の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該徴収猶予の承認を取り消すことができる。

(1) 資力の回復その他の事情の変化により、徴収猶予することが不適當であると認められるとき。

(2) 偽りその他不正手段により徴収猶予の承認を受けたとき。

2 広域連合長は、前項の規定による徴収猶予の承認を取り消したときは、速やかに後期高齢者医療保険料徴収猶予取消通知書により当該徴収猶予の承認を受けていた者に通知するものとする。

(保険料の減免)

第29条 条例第18条に規定する減免については、広域連合長が別に定める。

(保険料に関する申告)

第30条 条例第19条の規定による保険料に関する申告は、後期高齢者医療簡易申告書により行うものとする。

第5章 雑則

(書類の様式)

第31条 次に掲げる書類の様式は、別に定める。

- (1) 後期高齢者医療障害認定申請書及び資格取得(変更・喪失)届書(第2条・第3条関係)
- (2) 後期高齢者医療障害認定申請却下通知書(第2条関係)
- (3) 後期高齢者医療資格確認書交付兼任意記載事項併記申請書(第4条・第18条・第19条関係)
- (3の2) 後期高齢者医療資格確認書交付申請却下通知書(第4条関係)
- (4) 後期高齢者医療再交付申請書(第5条・第18条の2関係)
- (5) 後期高齢者医療認定証明書交付申請書(第9条関係)
- (6) 後期高齢者医療認定証明書(第9条関係)
- (7) 後期高齢者医療負担区分等証明書交付申請書(第10条関係)
- (8) 後期高齢者医療負担区分等証明書(第10条関係)
- (9) 後期高齢者医療基準収入額適用申請書(第11条関係)
- (10) 後期高齢者医療基準収入額適用申請却下通知書(第11条関係)
- (11) 後期高齢者医療一部負担金減免及び徴収猶予申請書(第12条関係)
- (12) 後期高齢者医療一部負担金減額(免除・徴収猶予)承認通知書(第12条関係)
- (13) 後期高齢者医療一部負担金減免及び徴収猶予申請却下通知書(第12条関係)
- (14) 後期高齢者医療一部負担金減額証明書(第12条関係)
- (15) 後期高齢者医療一部負担金免除証明書(第12条関係)
- (16) 後期高齢者医療一部負担金徴収猶予証明書(第12条関係)
- (17) 後期高齢者医療食事・生活療養差額支給申請書(第13条・第14条関係)
- (18) 後期高齢者医療給付支給決定通知書(第13条・第14条・第16条・第17条・第22条・第23条・第24条関係)
- (19) 後期高齢者医療給付支給申請却下通知書(第13条・第14条・第16条・第17条・第22条・第23条・第24条関係)

- (20) 削除
 - (21) 第三者行為傷病届（第15条関係）
 - (22) 後期高齢者医療療養費支給申請書（第16条・第17条関係）
 - (23) 診療内容明細書（第16条関係）
 - (24) 領収明細書（第16条関係）
 - (24の2) 後期高齢者医療特別療養費の支給に係る事前通知書（第17条の2関係）
 - (24の3) 後期高齢者医療特別の事情に関する届書（第17条の3関係）
 - (24の4) 後期高齢者医療療養の給付等に係る事前通知書（第17条の4関係）
 - (25) 後期高齢者医療特定疾病認定申請書（第18条関係）
 - (26) 後期高齢者医療特定疾病認定申請却下通知書（第18条関係）
 - (27) 後期高齢者医療長期入院日数届書（第20条関係）
 - (28) 削除
 - (29) 後期高齢者医療高額療養費支給申請書（第22条関係）
 - (29の2) 後期高齢者医療高額療養費（外来年間合算）支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書（第22条の2関係）
 - (30) 後期高齢者医療高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書（第23条関係）
 - (31) 後期高齢者医療葬祭費支給申請書（第24条関係）
 - (32) 後期高齢者医療保険料額決定通知書（第25条関係）
 - (33) 後期高齢者医療保険料額変更決定通知書（第25条関係）
 - (34) 後期高齢者医療保険料徴収猶予申請書（第26条関係）
 - (35) 後期高齢者医療保険料徴収猶予決定・却下通知書（第26条関係）
 - (36) 後期高齢者医療保険料徴収猶予理由消滅届出書（第27条関係）
 - (37) 後期高齢者医療保険料徴収猶予取消通知書（第28条関係）
 - (38) 後期高齢者医療簡易申告書（第30条関係）
- （平31規則1・追加、令3規則3・令6規則4・令8規則1・一部改正）
- （その他）

第32条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月24日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年8月1日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年8月1日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年 1 月10日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年 3 月19日規則第 2 号）

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 2 月24日規則第 3 号）

この規則は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年11月27日規則第 4 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 6 年12月 2 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（準備行為）

- 3 この規則による改正後の群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則第 7 条第 1 項の規定による資格確認書の交付申請及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

附 則（令和 8 年 1 月14日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。